

記載例

2026年5月1日

株式会社 御中

蓄電池設備の特別措置に関する確認書

需要者名および需要場所

需 要 者 名	〇〇〇〇〇〇株式会社（▲▲▲▲▲蓄電所）
需要場所（使用住所）	福岡市〇〇区〇〇町1-2-3

1. 充電制限契約希望有無確認（以下事項を確認のうえチェックしてください）

①	充電制限契約の希望有無について	※充電制限契約を前提としたお申込みの場合のみ「希望する」にチェックしてください
☒ 希望する	☐ 希望しない	

2. 特別措置適用有無確認（以下事項を確認のうえチェックしてください）

①	【特別措置の適用条件】 託送供給等約款 附則 3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行う場合の特別措置）の適用について
☒ 条件に適合	☐ 条件に不適合（設問②は希望しないを選択ください）
②	託送供給等約款 附則 3（揚水発電設備等が設置された需要場所に接続供給を行う場合の特別措置）の適用について
☒ 希望する	☐ 希望しない（別途 揚水発電設備等が設置された需要場所の接続供給契約に係る覚書 交換が必要となり

3. 区分計量器設置について確認事項（以下事項を確認のうえチェックしてください）

①	区分計量器の設置について
☒ 省略可能（設問②にご回答ください）	☐ 省略不可（区分計量器の設置個所を単線結線図に明記ください。）
②	需要場所に設置される機器が蓄電池およびこれを維持するための付随設備のみの場合に省略が可能となります。 ※対象機器は以下の「【参考】蓄電池に付随する設備」をご参照ください。
☒ 条件に適合	☐ 条件に不適合（設問①省略不可を選択ください）

【参考】蓄電池に付随する設備（蓄電所の維持管理に必要な設備）の例は以下のとおり。

N o .	負荷設備	概 要
1	P C S	P C S 自体
2	制御電源	P C S や蓄電池本体の制御電源
3	空調・ファン	設備冷却のため、受変電設備内や蓄電池を設置するコンテナ内に設置
4	バックアップ電源	継電器やP C S 用に設置
5	照明	受変電設備用の照明
6	通信設備電源	監視装置用の通信設備の電源
7	監視装置	監視カメラ等
8	コンセント	試験やメンテナンス用

4. 契約電力の算定根拠について

契約電力は 1980 kWを希望（「接続供給兼基本契約申込書の契約電力」と同値。整数値で記入ください。）

※契約電力の算定根拠が「接続検討の連系可能量と同一として設定」以外は、その根拠となる資料をご提出ください。

（参考）

・蓄電所の場合、供給地点でご使用される「蓄電池の充電kW※＋付随設備の消費電力の積算kW＋（その他機器kW）」の最大値が契約電力となります。

5. 本特別措置適用当初の希望損失率は 14.2 %

< 損失率の算定方法について（系統用蓄電池の場合） >

弊社では損失率(%)を原則、以下の根拠式にて協議させていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

損失率(%)※ = 1 - (PCS変換効率 × 蓄電池充放電効率 × PCS変換効率) × 100

※小数点第一位まで（第二位四捨五入）

※算定諸元として「揚水等損失率の算出について」をご提出ください。

その他の算定方法により協議を希望される場合は根拠式をお示しいただくとともに、式に用いた値の諸元となる資料提出をお願いいたします。

根拠式：

6. 調整力の適用確認

接続供給側（充電側）において、当該需要場所における蓄電池を、需給調整市場に参入し取引をされる予定はありますか。	☐ 有	☒ 無
上記「有」の場合の適用時期	2026年 月	

※調整力とは、一般送配電事業者が需要と供給のバランスを維持する際に必要とする調整力を指す。

※2024年度より、調整力は需給調整市場から調達。

※需給調整市場に参入の場合は地点追加申込前に予め「需給調整市場用の事業者コード手続き」が必要です。

また、「需給調整市場用の事業者コード手続き」と「地点追加申込」は分けてご提出ください。

7. お申込み方法

「10. 各種お申込み先」に「8. 提出書類について」に記載された資料をメールでご提出くださいますようお願いいたします。

《留意事項》

- ・ 件名に「系統用蓄電池の供給側申込」であること、管理番号を記載ください。
例：系統用蓄電池の供給側申込について（2xxxx）
- ・ 同一地点における「発電量調整供給契約」に関するメールとは分けてお送りください。（メールアドレスが異なります）

8. 提出書類について

- ・ 蓄電池設備の特別措置に関する確認書（本書）
- ・ 接続供給兼基本契約申込書 ※押印要
- ・ 電力使用申込書〔1号表 ※押印要、2号表（受電設備、負荷設備一覧、単線結線図および平面図）
- ・ 揚水等損失率の算出について
- ・ 契約電力根拠資料【契約電力の算定根拠が「接続検討の連系可能量と同一として設定」以外の場合のみ】
- ・ 揚水等損失率の算定根拠【「揚水等損失率の算出について」以外の場合のみ】
- ・ 蓄電池の早期連系追加対策（充電制限）を前提とした同意書【充電制限契約を前提とした申込の場合のみ】
- ・ パルス仕様書【接続供給兼基本契約申込書（別紙）のパルス提供要否「要」の場合のみ】

9. 小売電気事業者未定の場合のお申込み方法について

早期の申込が必要である等、やむを得ず小売電気事業者未定の状態でご申請をいただく場合は、「接続供給兼基本契約申込書」の「特記事項」に「小売未定」の旨を記載ください。

また、小売電気事業者決定後に小売電気事業者から再提出が必要になりますので、「再提出時期」も必ず記載ください。

10. 各種お問い合わせ先

接続供給契約に関するお問い合わせ：ネットワークサービスセンター 託送契約グループ 蓄電池L（充電）担当
Network_Sc_battery@kyudentd.co.jp

調整力契約に関するお問い合わせ：ネットワークサービスセンター 託送契約グループ 調整力担当
Network_Sc_1@kyudentd.co.jp